

愛媛労働局発表
平成23年9月27日

担当	愛媛労働局職業安定部職業安定課 課長補佐 貝崎敬三 地方職業指導官 豊田仁志 電話 089-943-5221
----	---

求職者支援制度の施行について
— 雇用保険を受給できない求職者の方へ —

本年5月20日、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が公布され、本年10月1日から「求職者支援制度」がスタートします。

※お問い合わせは、最寄りのハローワークへご相談ください。

- 1 求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない失業者の方（※1）に対し、
 - ① 無料の職業訓練（求職者支援訓練）を実施し、
 - ② 本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに、
 - ③ ハローワークにおいて強力な就職支援を実施することにより、安定した「就職」を実現するための制度です。（※1 雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方 等）
- 2 平成23年10月1日以降に開講する訓練及びその受講者から求職者支援制度の対象となります。

求職者支援制度は、現在行われている緊急人材育成支援事業を踏まえて恒久制度化されるものですが、あくまで「新制度」として実施されます。求職者支援訓練の認定基準、給付金の支給要件や支給額等は、労働政策審議会での議論及び所要の手続きを経て7月25日に定められました。（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 施行規則（平成23年厚生労働省令第93号））

- 雇用保険を受給できない求職者の方へ -

平成23年10月から「求職者支援制度」がスタートします

「求職者支援制度」とは？

- ① 「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。
 - 受講料は無料、テキスト代等は自己負担です。
- ② 訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います。
 - 「就職支援計画」に基づき、ハローワークでの定期的な職業相談をはじめとし、求職活動をお手伝いします。
- ③ 一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給します。
 - 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための給付です。



職業訓練によるスキルアップで早期就職を！

(※) 平成23年10月1日以降に開講する訓練の受講者が対象です。

主な制度対象者は？

雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営廃業者の方、学卒未就職の方 など

※これらの方を含み、求職者支援制度の支援対象者を「特定求職者」といいます。

■ 「職業訓練受講給付金」の概要

ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する方が、一定の要件を満たす場合に支給されます（原則として最長1年）。

支給額

職業訓練受講手当 月額10万円 通所手当 通所経路に応じた所定の額

支給対象となる方

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ② 本人収入が月8万円以下の方
- ③ 世帯（※1）全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の方
- ④ 世帯（※1）全体の金融資産が300万円以下の方
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑥ 全ての訓練実施日に出席する方（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）
- ⑦ 訓練期間中～訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける方
- ⑧ 同世帯（※1）の方で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない方
- ⑨ 既にこの給付金を受給したことがある（※2）場合は、前回の受給から6年以上経過している方（※3）

（※1）同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。

（※2）緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しません。

（※3）基礎コースに続けて公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となることがあります。



厚生労働省・愛媛労働局・ハローワーク